

目 次

第1章 年金制度のしくみ

第1 国民年金のしくみ……………	14
1 国民年金とは／14	5 保険料と基礎年金の費用／23
2 保険者／16	6 給付の種類／33
3 被保険者／17	7 国民年金基金／35
4 基礎年金番号と年金手帳 （国民年金手帳）／21	8 農業者年金基金／36
	9 年金額の改定方法／37
第2 厚生年金保険のしくみ……………	40
1 厚生年金保険とは／40	6 保険料／52
2 保険者／41	7 厚生年金基金／56
3 適用事業所／42	8 給付の種類／58
4 被保険者／44	9 被保険者期間／60
5 標準報酬月額および標準賞与額 ／49	10 年金額の改定(再評価率の改定) 方法／62

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額……………	68
I 老齢基礎年金……………	68
1 老齢基礎年金の対象となるか／71	るか／93
2 必要な加入期間があるか／72	5 年金額はどう計算するか／95
(坑内員・船員の被保険者期間／74, 共済組合期間の特例／78, 沖縄の特 例／84)	6 付加年金を受けられる人は／100
3 加入期間とは／86	7 支給の繰上げ・支給の繰下げ ／101
4 老齢基礎年金はいつから受けられ	8 振替加算はつくか／106
II 老齢厚生年金……………	110
1 老齢厚生年金を受けられるか／115	
2 定額部分と報酬比例部分はどう計算するか／130	
3 60歳前半の在職老齢年金の調整／150	
4 65歳からの老齢厚生年金はどう計算するか／159	
5 在職者が退職したとき、65歳に達したとき／166	
6 加給年金額はつくか／170	
7 60歳後半の在職老齢年金／176	
8 在職者が70歳到達前に退職したとき／181	

根拠条文について

本書の根拠条文において使用した略称の主なもの次のとおりです。

国年法……………国民年金法 国年法附……………国民年金法附則 厚年法……………厚生年金保険法 厚年法附……………厚生年金保険法附則 法附(60)……………国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則 法附平(6)……………国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則 法附平(8)……………厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則 法附平(12)……………国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則 法附平(13)……………厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則 法附平(16)……………国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則 社会保障特例法……………社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)機構法……………日本年金機構法(平成19年法律第109号) 国年令……………国民年金法施行令 厚年令……………厚生年金保険法施行令 措置令(61)……………国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号) 措置令平(16)……………平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成16年政令第298号) 改定政令……………国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成17年政令第92号) 年金機能強化法……………公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号) 被用者年金一元化法……………被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号) 国年法等の一部改正法……………国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号) 持続可能性向上法……………公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)

また、例えば「厚年法3①-3」とあるのは、厚生年金保険法第3条第1項第3号であることを示しています。

なお、昭和60年第34号改正法等によって改正または廃止される前の各法令については、「旧」の文字を附してあります。

◆特例老齢年金を受けられるとき／184	
第2 障害基礎年金および障害厚生年金（障害手当金）の受給要件と年金額……………	186
I 障害基礎年金……………	186
1 国民年金の被保険者期間中に初診日がある場合／187	
2 20歳前に初診日がある場合／192	
3 障害基礎年金の額はいくらか／195	
4 子の加算額はつくか／196	
II 障害厚生年金……………	198
1 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合／201	
2 障害厚生年金の年金額はどうか／204	
3 配偶者の加給年金額はつくか／208	
◆障害等級表／210	
第3 遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給要件と年金額……………	213
I 遺族基礎年金……………	213
1 国民年金の被保険者などが死亡した場合／215	
2 遺族基礎年金を受けられる遺族か／219	
3 遺族基礎年金の額はいくらか／221	
II 遺族厚生年金……………	222
1 厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合／226	
2 遺族厚生年金を受けられる遺族か／229	
3 遺族厚生年金の額はどうか／232	
4 中高齢の加算はつくか／238	
5 経過的寡婦加算／240	
◆特例遺族年金を受けられるとき／243	
第4 国民年金の寡婦年金および死亡一時金の受給要件と年金額……………	244
I 寡婦年金……………	244
II 死亡一時金……………	247
第5 離婚時における厚生年金の分割……………	250
第6 第3号被保険者期間における厚生年金の分割……………	256
第7 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の支給……………	260

第3章 旧法による老齢給付	
第1 厚生年金保険法による老齢年金……………	264
1 必要な加入期間があるか／265	
2 基本年金額はどうか／268	
3 加給年金額はつくか／272	
第2 国民年金法による老齢年金……………	275
1 期間は一定期間以上あるか／277	
2 老齢年金はいつから受けられるか	
3 老齢年金の額はどのように計算するか／282	
4 算するか／280	
第3 通算老齢年金……………	287
I 通算老齢年金を受けられる条件……………	289
1 通算対象期間／290	
2 通算対象期間の計算／291	
3 通算対象期間の確認請求／293	
4 二つ以上の制度に加入しているとき／294	
II 通算年金の年金額はどのように計算するのか……………	302
1 厚生年金保険の通算老齢年金の額／302	
2 国民年金の通算老齢年金の額／306	
3 船員保険の通算老齢年金の額／310	
第4章 年金の請求、支払、支給停止等	
第1 年金の請求……………	312
1 受給要件を満たせば自動的にもらえるか／312	
2 新法の年金の裁定はどこで行われるか／317	
3 旧法の老齢年金の裁定はどこで行われるか／320	
4 年金はいつからいつまで受けられるか／321	
5 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達したとき—— 諸変更裁定／323	
第2 年金の支払い……………	325
1 年金の支払日と支払額はどのようにになっているか／325	
2 年金の支払の通知方法はどうか／327	
第3 年金の支給停止……………	330
1 支給停止の事由および内容／330	

2	年金額の改定・支給停止・受給権の消滅（まとめ）／338	
第4	年金の併給調整	346
1	国民年金の基礎年金と厚生年金保険の年金が受けられる場合／346	
2	障害基礎年金・障害厚生年金が受けられる場合／348	
3	65歳以上で遺族厚生年金と老齢給付が受けられる場合／349	
4	遺族厚生年金と遺族共済年金が受けられる場合（一元化前）／350	
5	遺族給付を含む新法・旧法間の併給調整／352	
第5	年金の受給権の消滅	354
第6	年金と税金	359
第7	不服の申立て	368
第8	年金からの介護保険料の特別徴収	371
1	介護保険制度とは／371	
2	介護保険料の年金からの特別徴収について／372	

第5章 年金請求の手続

◎	年金請求者が行う届出一覧	376
I	老齢給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	378
	老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ請求／393	
	老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求／395	
II	65歳到達時の年金請求	396
III	障害基礎年金の年金請求	400
IV	障害給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	407
V	遺族基礎年金の年金請求	415
VI	遺族給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	424
VII	寡婦年金の年金請求	438
VIII	死亡一時金の請求	443
IX	〔旧厚生年金保険〕老齢年金の年金請求	445
X	〔旧厚生年金保険〕通算老齢年金の年金請求	455
XI	〔旧国民年金〕老齢年金の年金請求	462
XII	〔旧国民年金〕通算老齢年金の年金請求	466
	年金加入期間確認請求／471	
	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（事前送付用）／474	
	年金請求書の添付書類／489	

第6章 年金受給者の手続

◎	手続の要点	494
◎	年金受給者が行う届出一覧	495
	すべての年金に共通するもの／495	
	老齢給付／496	
	障害給付／501	
	遺族給付／505	
1	誕生月がきたとき／508	
2	氏名を変えたとき／513	
3	住所や年金の受取り先を変えるとき／515	
4	年金を受けている人が死亡したとき／518	
5	死亡した人の未払の年金・保険給付を受けようとするとき／520	
6	年金証書をなくしたときなど／523	
7	二つ以上の年金が受けられるようになったとき／524	
	新法年金を含めて二つ以上の年金受給権があるとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組合せの場合）／524	
	年金の支払いがすべて日本年金機構から行われるものである場合／530	
8	受給権発生時の胎児が生まれたとき／535	
9	加算額（加給年金額）の対象者が死亡したときなど／537	
10	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるとき／540	
11	年金の支給停止事由がなくなったとき／542	
12	特別支給の老齢厚生年金の裁定年月日から特例支給開始年齢到達日まで1年未満の人および在職により同年金の全額が支給停止されている人が、特例支給開始年齢から老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき／560	
13	老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき／561	
14	加算額・加給年金額の対象者である子が障害の状態となったとき／564	
15	特別支給の老齢厚生年金を受けることになった以後に老齢基礎年金の額計算の基礎となる共済組合等の組合員または加入者であった期間がある人が、その共済組合等を退職したときまたは60歳に達したとき／566	
16	特別支給の老齢厚生年金を受けている人が老齢基礎年金の支給の繰上げ請求をするとき／568	
17	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に65歳からの支給を請求するとき／572	
18	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を66歳以後に繰り下げて受けようとするとき／575	
19	老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき／578	
20	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者でなく、かつ、障害の状態に該当することにより特例を請求するとき／581	
21	特別支給の老齢厚生年金の障害者特例に該当していた受給権者の障害の程度が軽くなったとき／585	
22	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられる	

ようになったとき／586

- 23 加給年金額対象者である配偶者が老齢(退職)・障害の年金を受けられなくなったとき／590
- 24 昭和32年10月前に第三種被保険者期間がある人の老齢厚生年金等の年金額の改定を請求するとき／594
- 25 配偶者が被用者年金制度の老齢(退職)年金または障害年金を受けられるようになったため、老齢基礎年金に振替加算が加算されるようになったとき／595
- 26 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、額計算の基礎となる組合員期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき／597
- 27 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき／599
- 28 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが、障害給付を受けられなくなったとき／601
- 29 障害基礎年金・障害厚生年金の受給権者が、生計維持関係にある配偶者または子を有するに至ったとき／603
- 30 障害給付の受給者の障害の程度が重くなったとき／608
- 31 障害給付の受給者が定められた程度の障害の状態に該当しなくなったとき／615
- 32 労働基準法による障害補償を受けられるとき／618
- 33 被保険者または被保険者であった人の死亡の当時胎児であった子が出生したとき／620
- 34 遺族給付の受給者が婚姻したときなど／622
- 35 遺族給付の受給権者の所在が1年以上不明のときなど／624
- 36 遺族基礎・厚生年金の受給権がある子などが障害の状態になったとき／627
- 37 遺族基礎年金を受けている子が父または母と生計を同じくするようになったとき／629
- 38 55歳以上60歳未満で障害の状態にある遺族厚生年金の受給者が、60歳未満で障害の状態でなくなったとき／631
- 39 共済組合等が支給する遺族年金の額に改定があったとき／632
- 40 遺族年金の寡婦加算額を受けている人が他制度から老齢(退職)年金、障害年金を受けられるようになったとき／633
- 41 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき／635
- 42 20歳前障害の障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど／637
- 43 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき／639

第7章 旧公共企業体の三共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／642
- 2 年金給付の取扱い／647
- 3 老齢給付に関する経過措置／652
- 4 障害給付に関する経過措置／656
- 5 遺族給付に関する経過措置／658
- 6 国共済法による給付に関する経過措置／659

第8章 旧農林漁業団体職員共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／666
- 2 年金給付の取扱い／669
- 3 老齢給付に関する経過措置／670
- 4 障害給付に関する経過措置／672
- 5 遺族給付に関する経過措置／674
- 6 旧農林共済法による給付に関する経過措置／675

第9章 社会保障協定による特例措置

- 第1 社会保障協定の概要…………… 680
- 第2 社会保障協定による被保険者の取扱い…………… 684
- 第3 社会保障協定による給付の取扱い…………… 692

第10章 一元化前の共済組合等と恩給の給付

- 第1 一元化前の共済組合等の年金給付…………… 714
- 1 退職共済年金に必要な加入期間があるか／715
- 2 年金を受けられる年齢か／720
- 3 退職共済年金の年金額はどのように計算するか／724
- 4 従前の退職年金の年金額はどのように計算するか／735
- 5 障害共済年金は受けられるか／741
- 6 障害共済年金の年金額はどのように計算するか／742
- ◆障害一時金／747
- 7 遺族共済年金は受けられるか／749
- 8 遺族共済年金の年金額はどのように計算するか／752
- 9 従前の遺族年金の年金額はどのように計算するか／758
- 10 退職共済年金等の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となったとき／765
- 11 過去に受けた退職一時金等の返還／767

第1章 年金制度のしくみ

第2 恩給のしくみと給付…………… 769

- 1 恩給制度のしくみ／769
- 2 各種恩給の給与条件とその金額／781
- 3 恩給の改定, 停止, 消滅など／799
- 4 恩給の請求手續など／805

第11章 年金相談先一覧

- 1 日本年金機構（本部・事務センター）／810
- 2 日本年金機構（年金事務所）／812
- 3 街角の年金相談センター一覧／822
- 4 地方厚生局／826
- 5 ねんきんダイヤル／827
- 6 共済組合等／829
- 7 恩給／830
- 8 厚生年金基金／830
- 9 国民年金基金／830

付 録

（付録1）年金記録問題と特例措置／832

- 1 年金記録問題について／832
- 2 「ねんきん特別便」／838
- 3 加入記録が年金給付に結びつく例／840
- 4 年金時効特例法について／843
- 5 年金記録の訂正請求手續について／846
- 6 遅延加算金法について／847
- 7 厚生年金特例法について／848
- 8 「ねんきん定期便」／850
- 9 延滞金軽減法について／852
- 10 特定期間の保険料納付／854
- 11 特定事由に係る特例保険料の納付申出／856

（付録2）被用者年金一元化による主な改正点と経過措置／859

（付録3）「持続可能性向上法」による主な改正点／888

（付録4）受給資格期間の短縮について／901

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額

I 老齢基礎年金

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、昭和61年4月1日に60歳未満の人、つまり大正15年4月2日以後に生まれた人を対象としています。ただし、昭和61年3月31日以前にすでに被用者の年金制度の老齢(退職)年金の受給権のある人は、引き続き旧制度の年金が支給されて、老齢基礎年金の対象とはなりません。(法附6031)

老齢基礎年金は、加入期間が10年以上ある人が65歳に達したときに受けられます(国年法26, 法附6012)。年金機能強化法の改正により、平成29年8月から、老齢基礎年金の受給資格期間は25年から10年に短縮されています。

なお、65歳という支給開始年齢は、昭和16年4月1日以前に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上64歳までの希望する年齢まで引き下げられ(国年法附9の2)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上70歳までの希望する年齢まで引き上げられます(国年法28)。また、昭和16年4月2日以後に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上65歳未満までの希望するとき(月)まで引き下げられ(国年令4の5①)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上70歳までの希望するとき(月)まで引き上げられます(国年令12①)。

●老齢基礎年金の年金額

本来の老齢基礎年金の年金額は780,900円に改定率(令和2年度は新規裁定者、既裁定者ともに1.001)を乗じて得た額(780,900円×1.001=781,700円)とされています。

これによって令和2年度の老齢基礎年金の年金額は、781,700円(月額65,141円)となります。(国年法27)

ただし、保険料納付済期間が40年(昭和16年4月1日以前に生まれた人については、昭和36年4月1日からその人が60歳に達するまでの年数=加入可能年数)に不足する場合は、その不足する期間に応じた分だけ減額されることになり、次の式で計算した額が支給されます。(法附6013)

$$781,700円 \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保険} \\ \text{料納} \\ \text{付済} \\ \text{月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{全額免} \\ \text{除月数} \\ \times 1/2 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{3/4 免} \\ \text{除月数} \\ \times 5/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/2 免} \\ \text{除月数} \\ \times 3/4 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/4 免} \\ \text{除月数} \\ \times 7/8 \end{array} \right)}{480\text{月}}$$

* 国庫負担割合が2分の1に引き上げられる前の平成21年3月以前に保険料免除された期間については、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で、それぞれ計算されます。

* 上記の計算式の保険料免除期間には、学生の納付特例期間および納付猶予期間は含まれません。

* 任意加入被保険者は、保険料納付済期間および保険料免除期間(保険料の全額または一部免除期間)を合算した月数が480月に達したときに資格を喪失することとなります。

振替加算

老齢厚生年金・退職共済年金等の配偶者加給年金額の対象となっていた人のうち、昭和41年4月1日以前に生まれた人に支給される老齢基礎年金には、受給者の生年月日に応じて224,900円×(1~0.067)が加算されず(振替加算)。(法附6014)

3 60歳台前半の在職老齢年金の調整

60歳台前半の在職老齢年金の調整の仕組みは、定額部分と報酬比例部分を合わせた老齢厚生年金、報酬比例部分相当の老齢厚生年金、経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金のいずれにも共通に適用され、その仕組みは次のとおりとなっています。（厚年法附11～11の4、13の6①、法附平(6)21）

平成15年4月から総報酬制が導入されたことにより、従来は、標準報酬月額と老齢厚生年金との間で調整が行われていましたが、総報酬制のもとでは、総報酬月額相当額（標準報酬月額と老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日の属する月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額）と老齢厚生年金との間で調整が行われることになっています。

(1) 総報酬月額相当額と老齢厚生年金を12で除して得た額（基本月額）との合計額が28万円以下の場合

支給停止額 = 0（全額支給）

(2) 総報酬月額相当額と老齢厚生年金を12で除して得た額（基本月額）との合計額が28万円を超える場合

①から④の場合に応じて、次の額を支給停止

① 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

② 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \left\{ (47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \right\} \times 12$$

③ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

$$\text{支給停止額} = \text{総報酬月額相当額} \times \frac{1}{2} \times 12$$

④ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \left\{ 47\text{万円} \times \frac{1}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \right\} \times 12$$

* 上記の計算式のうち、28万円は支給停止調整開始額、47万円は支給停止調整変更額と呼ばれるものです。このうち支給停止調整開始額は、28万円に平成

17年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率（新規裁定者の再評価率の改定の基準となる率と同じ率で政令で定める率）を乗じて1万円単位で変動した場合に改定されます。また、支給停止調整変更額は、48万円に平成17年度以後の各年度の名目賃金変動率（前年の物価変動率に3年度前の実質賃金変動率（3年平均値）を乗じて得た率）を乗じて1万円単位で変動した場合に改定され、令和元（平成31）年度からは47万円に改定されています。（厚年法附11②③、改定政令5②）

* 支給停止額が年金額を上回る場合、年金は全額支給停止となります。

* 28万円の支給停止調整開始額の改定については、再評価率の改定と同様にマクロ経済スライドによる未調整分の繰越しが行われます。（厚年令6の7②）

加給年金額の取扱い

加給年金額が加算されている場合、前記の支給の調整は加給年金額を除いた老齢厚生年金の本体部分と基金代行部分（145頁）の年金額に基づいて行われます。加給年金額については、本体部分と基金代行部分の年金が一部でも支給されている間は全額支給となり、本体部分と基金代行部分の年金が全額支給停止となったときには加給年金額も支給停止となります。

●60歳台前半の在職老齢年金の調整の計算例

以下の計算例は、151頁の「60歳台前半の在職老齢年金の調整」の(1)および(2)の①～④に該当する計算例です。

[例1] 年金額120万円（基本月額10万円）、総報酬月額相当額15万円（標準報酬月額10万円、標準賞与額の合計60万円）の場合

$$\text{基本月額} = 120\text{万円} \div 12 = 10\text{万円}$$

総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円以下となりますので、151頁の(1)に該当します。

$$\text{支給停止額} = 0\text{円（全額支給）}$$

[例2] 年金額216万円（基本月額18万円）、総報酬月額相当額30万円（標準報酬月額22万円、標準賞与額の合計96万円）の場合

$$\text{基本月額} = 216\text{万円} \div 12 = 18\text{万円}$$

第2 障害基礎年金および障害厚生年金（障害手当金）の支給要件と年金額

I 障害基礎年金

●障害基礎年金の支給要件

国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月たった日あるいは1年6ヵ月たたない間になおった日（ともに障害認定日といいます）に、1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。ただし、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。（国年法30）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合（65歳未満）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に、1級・2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。

20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。（国年法30の4①②）

●障害基礎年金の年金額（令和2年度）

<1級障害の場合> 977,125円（月額81,427円）+子の加算額

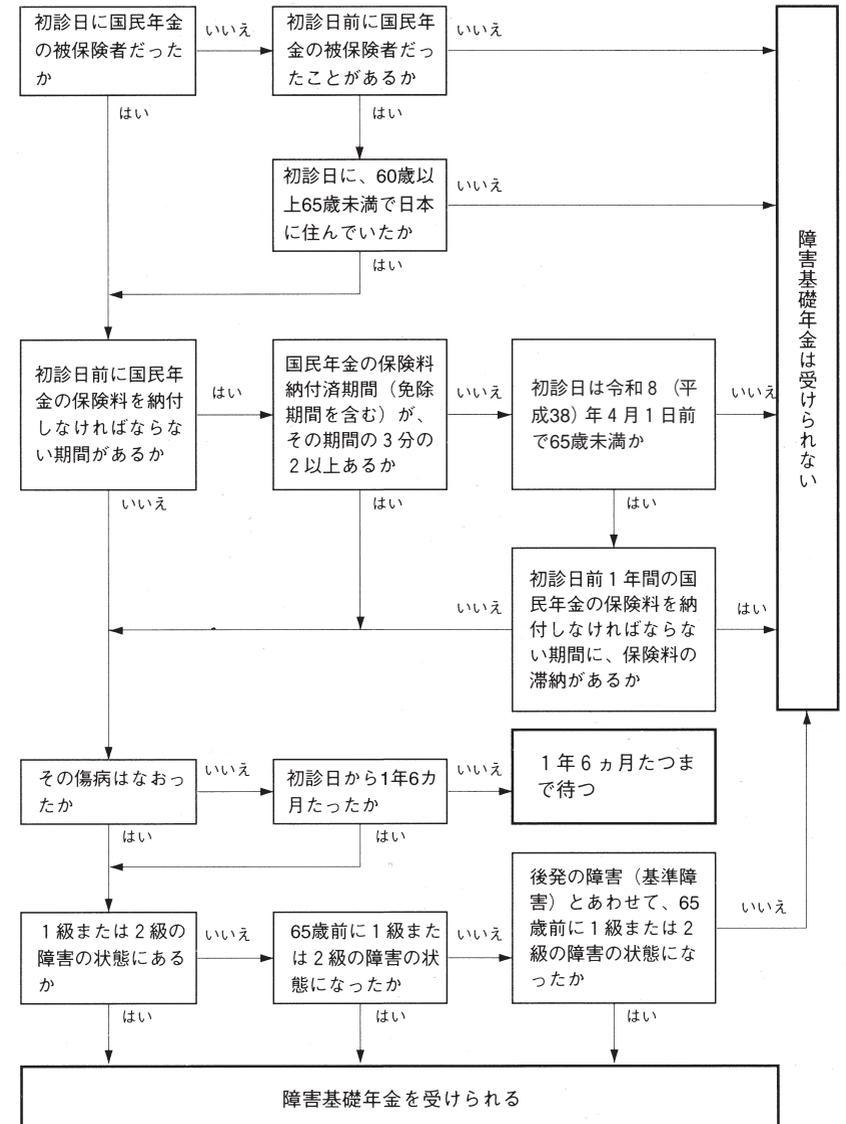
<2級障害の場合> 781,700円（月額65,141円）+子の加算額

（国年法33・33の2①）

子の加算額は、1人目・2人目の子（1人につき）224,900円、3人目以降の子（1人につき）75,000円です。

1 国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合

〈出発点〉



II 障害厚生年金

●障害厚生年金の受給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に、1級または2級の障害の状態にある場合は、**障害基礎年金と障害厚生年金**が支給されます（ただし、207頁を参照）。3級の障害の状態にある場合は、厚生年金保険独自の**障害厚生年金（3級）**が支給されます。また、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が5年以内になおり、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金保険独自の**障害手当金（一時金）**が支給されます。いずれの場合も初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間があるときは、障害基礎年金と同じ一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。（厚年法47、55）

●障害厚生年金（障害手当金）の年金額（令和2年度）

1級の場合（障害基礎年金が同時に支給されます）

障害厚生年金（報酬比例の年金額×1.25）＋配偶者加給年金額
＋障害基礎年金（977,125円・月額81,427円）＋子の加算額

2級の場合（障害基礎年金が同時に支給されます）

障害厚生年金（報酬比例の年金額×1.0）＋配偶者加給年金額
＋障害基礎年金（781,700円・月額65,141円）＋子の加算額

3級障害の場合

報酬比例の年金額×1.0

障害手当金の場合（一時金）

報酬比例の年金額×2.0

報酬比例の年金額は、次の式で計算した額です。

被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の場合の年金額

被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の人の報酬比例の年金

額は、次の式で計算した額となります。

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{平成15年3月以前の}}{\text{被保険者期間の月数}} + \\ & \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月以後の}}{\text{被保険者期間の月数}} \end{aligned}$$

この計算式における平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額を再評価した総額を、被保険者期間の月数で除して得た額のことです。

*被保険者期間が300月未満の場合については、上記の式で計算した年金額に、300を全被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて、全体を300月分に増額します。

従前額の保障

なお、上記の計算方法によって算出された額が、次の式で計算した額を下回る場合には、次の式で計算した額が報酬比例の年金額となります。

$$\begin{aligned} & \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \frac{\text{平成15年3月以前の}}{\text{被保険者期間の月数}} + \right. \\ & \left. \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月以後の}}{\text{被保険者期間の月数}} \right) \times 1.000 \end{aligned}$$

この計算式の平均標準報酬月額および平均標準報酬額の計算の基礎となる再評価率は、平成6年改正の再評価率となります。また、1.000は昭和13年4月2日以後生まれの人の従前額改定率で、昭和13年4月1日以前生まれの人の場合は1.002となります。（法附平1221①③，改定政令6①）

なお、平成14年1月以後の厚生年金保険の被保険者期間のみを有する人（平成27年3月31日に物価スライド特例措置のスライド率の特例を受けていた人に限る）の従前額改定率は、次のようになります。（措置令平1613の2）

- ・平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する人——1.031×0.972
- ・平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する人——1.031×0.975
- ・平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する人——1.031×0.979

II 遺族厚生年金

●遺族厚生年金の受給要件

厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合

遺族厚生年金は、次の要件に該当する厚生年金保険の被保険者または被保険者であった人が昭和61年4月1日以後に死亡した場合に、その人によって生計を維持されていたその人の妻、夫、子、父母、孫または祖父母に支給されます。(厚年法58①・59①・65の2)

- (1) 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき
- (2) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき
- (3) 1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- (4) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき(いずれも保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間(合算対象期間を含む)が25年以上ある人となります)

*子と孫は、18歳到達年度の末日までの間にあるか20歳未満で1級・2級の障害のある人に限られます。

*夫と父母、祖父母は55歳以上の人に限られ、60歳に達するまで支給停止されます(ただし、遺族基礎年金を受けられる夫は55歳から支給されます)。

なお、子のある配偶者または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されますが、子のない妻、夫、父母、祖父母などの場合は、厚生年金保険独自の遺族厚生年金が支給されます。ただし、(1)、(2)の場合、死亡日前に国民年金の保険料を納めていなければならない期間があるときは、死亡した人が遺族基礎年金と同じ一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。

また、平成8年4月1日以前の死亡については、死亡当時、夫、父母、祖父母

が55歳未満であっても、遺族厚生年金の受給権を取得した当時からひき続いて1級または2級の障害の状態にある間は支給されます。(法附6072②)

短期の遺族厚生年金と長期の遺族厚生年金

遺族厚生年金では、前記の(1)から(3)までに該当したときは短期の遺族厚生年金、(4)に該当したときは長期の遺族厚生年金と呼ばれて年金額の計算などで扱いが異なっています。なお、短期と長期のいずれにも該当したときには、短期に該当したこととされますが、年金請求を行うときに遺族が申し出れば、長期の遺族厚生年金とされます。(厚年法58②)

●遺族厚生年金の年金額(令和2年度)

- (1) 子のある配偶者が受ける場合(遺族基礎年金が同時に支給されます)

遺族厚生年金(報酬比例の年金額 $\times\frac{3}{4}$)
+ 遺族基礎年金(781,700円・月額65,141円) + 子の加算額

- (2) 子が受ける場合(遺族基礎年金が同時に支給されます)

遺族厚生年金(報酬比例の年金額 $\times\frac{3}{4}$)
+ 遺族基礎年金(781,700円・月額65,141円) + 2人目以降の子の加算額

- (3) 子のない中高齢の妻が受ける場合

遺族厚生年金(報酬比例の年金額 $\times\frac{3}{4}$) + 中高齢の加算

- (4) その他の人が受ける場合

遺族厚生年金(報酬比例の年金額 $\times\frac{3}{4}$)

・報酬比例の年金額は、次の式で計算した額です。

被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の場合の年金額

被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の人の報酬比例の年金額は、次の式で計算した額になります。

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{平成15年3月以前の}}{\text{被保険者期間の月数}} +$$

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月以後の}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

この計算式における平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額を再評価した総